

伊那市「施設特定型ネーミングライツ」募集要項

伊那市では、市有施設に愛称を付与することができる権利（以下「ネーミングライツ」という。）を取得する命名権者（以下、「ネーミングライツスポンサー」という。）を募集します。

本要項は、市が選定した施設のネーミングライツスポンサーを、法人及び住民自治団体等の公共的な活動を営む団体（以下、「法人等」という。）から募集することについて、伊那市ネーミングライツ取扱基準によるほか、必要な事項を定めるものです。

1 募集目的

施設への愛称付与を通じて市の自主財源を確保し、安定的な施設の管理・運営を行うとともに、市民サービスの向上と地域経済の活性化を図ることを目的とします。

2 募集概要

(1) ネーミングライツの対象

「市が選定した6施設」の愛称

詳細は、別紙「施設特定型ネーミングライツ対象施設一覧」をご確認ください。

(2) 命名条件

ア 市民が親しみやすい愛称で、施設の設置目的に沿うものとしてください。

イ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内の愛称変更はできないものとします。

ウ 愛称が定着するまで条例上の名称を併記することがあります。

エ 伊那市防災コミュニティセンターは愛称に『防災』を含めることを要件とします。

(3) 契約期間

別紙1「施設特定型ネーミングライツ対象施設一覧」の各施設の希望期間以上。

契約更新時に継続を希望される場合は、優先交渉権を付与します。

(4) 命名権料

命名権料は、別紙1「施設特定型ネーミングライツ対象施設一覧」の各施設の**希望金額以上**とします。

なお、愛称の使用開始の時期により年度内の契約月数が12月に満たない場合は、対象年度の契約日数を年間日数で除し希望金額（年額）を乗じた額（千円未満切捨て）とします。

(5) 愛称の使用開始予定時期

令和9年4月以降を予定しています。

No.6 仮称)美原防災スポーツセンターについては、施設の供用開始に合わせ令和8年11月を予定しています。

(6) 名称変更に伴う費用負担

既存のパンフレット及び封筒等の印刷物、ホームページの表示変更に係る費用は、市が負担します。その他の変更（施設看板、道路標識等）を希望される場合、実施等にかかる費用はネーミングライツスポンサーの負担とします。

また、施設看板や道路標識などの表示変更は、関係機関と協議のうえ変更可能な範囲で行うものとし、新規の看板等は設置の可否も含めて協議します。

なお、契約の解除及び契約期間終了後における原状回復に必要な費用（施設看板や道路標識などの表示変更）は、ネーミングライツスポンサーの負担とします。

(7) 応募資格

応募資格を有する者は、法人等とします。ただし、次の各号に定める業種又は事業

を営む者は除きます。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）
で風俗営業と規定される業種

イ 風俗営業類似の業種

ウ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）に規定する貸金業

エ 占い、運勢判断に関する業種

オ 私的な秘密事項の調査に関する業種

カ 債権の取立て、示談引受け等に関する業種

キ 各種法令に違反している者

ク 市税及び分担金、使用料その他の歳入に未納がある者

ケ 暴力団関係事業者（暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものも含む。）

コ 法律の定めのない医療類似行為を行う者

サ 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行う者

シ 民事再生法又は会社更生法による再生・更生手続中の事業者

ス 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

セ 社会問題を起こしている者

ソ 政治性又は宗教性のある事業を行う者

タ 前各号に掲げる者のほか、ネーミングライツスポンサーにふさわしくないと市長
が認める者

(8) その他

美原防災スポーツセンター（仮称）は、設置に際し、条例上の名称が別途設定され
ますので、あらかじめご了承ください。

また、美原防災スポーツセンター（仮称）が所在するエリアは、令和 11 年供用開
始予定の公園として整備することを検討しており、整備にともない、ネーミングライ
ツスポンサーを募集する予定です。今回募集する美原防災スポーツセンター（仮称）
のネーミングライツスポンサーが当該公園の契約を希望する場合は、優先交渉権を
付与します。

3 申込手続き

(1) 申込方法

申込期間中に(3)に掲げる書類を、持参又は郵送等で提出してください。

(2) 提出部数

各 1 部

(3) 提出書類

ア 施設特定型ネーミングライツ申込書【様式 1】

登記された印鑑を押印してください。

イ ネーミングライツ申込 PR シート【様式 2】

自由記載です。Web 上に資料等あれば URL を記載してください。

ウ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

エ 会社概要及び直近 3 か年の財務諸表

住民自治団体などにあつては、収支決算書及び事業報告書

オ 登記事項証明書

商業登記簿謄本

カ 法人等の印鑑証明書

(4) 申込期間

令和8年 6月 8日（月）午前9時00分 から
 令和8年 6月30日（火）午後5時15分 まで
 ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除きます。

(5) 申込先

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地
 伊那市役所総務部財政課管財係 （本庁舎5階）

(6) 質問の受付

ア 質問方法

質問票【様式3】によりお送りください。

イ 質問期間

令和8年 6月15日（月）午前9時00分 から

令和8年 6月19日（金）午後5時15分 まで

ウ 回答方法

回答は、電子メールで又はファクシミリで質問者様へ直接回答します。

(7) 留意事項

ア 申込みに係る必要な経費は、全額申込者の負担とします。

イ 必要に応じて、追加資料の提出をお願いする場合があります。

ウ 提出書類等は返却しません。

エ 提出書類等は関係機関に意見を聞く目的で使用することがあります。

また、伊那市情報公開条例に基づき開示することがあります。

4 ネーミングライツスポンサーの選定方法

伊那市広告審査委員会において、次の選定基準に基づいて審査し、その結果を踏まえてネーミングライツスポンサーを決定します。

なお、応募者が1者のみの場合も、これに準じて審査するものとします。

審査の結果、該当者なしと判断することもあります。

審査区分	審査項目
愛称等	親しみやすさ、分かりやすさ
	施設の設置目的・経緯等を損なわないか
	施設の管理運営に支障をきたさないか
応募条件	応募金額の妥当性
	期間の妥当性（希望期間を上回る場合は加点評価）
応募者の状況	応募の趣旨
	社会貢献実績
	経営の安定性

5 ネーミングライツスポンサーの公表

ネーミングライツスポンサーの決定後、法人等名、施設の愛称、命名権料等について、マスコミ等に公表します。ネーミングライツスポンサーに選ばれなかった応募については、企業名等の公表は行いません。

6 契約の締結

ネーミングライツスポンサー決定後、市とネーミングライツスポンサーとの間で

ネーミングライツに関する契約を締結します。契約を締結したネーミングライツスポンサーは、次回の契約の際に優先的に交渉することができます。その際、応募時の提出書類等に準じた資料の提出を求めることがあります。

7 命名権料の使途

安定的な施設の管理・運営と市民サービス向上に必要な財源（維持費、管理費等）とします。

8 契約の解除

契約当事者の事情、瑕疵、信用失墜行為等により、当該施設の愛称の維持が困難となる場合、市は契約を解除できることとします。この場合、原状回復に必要な費用は、ネーミングライツスポンサーの負担とします。

9 愛称の普及

愛称は、ホームページや広告印刷物などにおいて積極的に使用します。

10 問い合わせ先

伊那市役所総務部財政課管財係 担当 池上、矢崎

電話 0265-78-4111 内線 2163

FAX 0265-74-1250 E-mail zai@inacity.jp